

発電側課金に係る検討について

第80回 制度設計専門会合事務局提出資料

2022年12月22日(木)



本日の議論

- 発電側課金については、系統を効率的に利用するとともに、再工ネ導入拡大に向けた 系統増強を効率的かつ確実に行うため、需要家とともに系統利用者である発電事業 者に一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして検討を進めてきた。
- 今般、資源エネルギー庁の審議会において、発電側課金の円滑な導入に向けた議論・ 検討が行われ、「関係審議会において検討を進め、2024 年度に導入することとする」」 とされた。今後、パブリックコメントが実施される予定。
- こうした検討を踏まえ、発電側課金の導入に向けて、調整措置に応じた課金の扱いなどの詳細設計を、電力・ガス取引監視等委員会において検討する必要がある。
- ◆ 本日の制度設計専門会合では、<u>資源エネルギー庁の審議会における検討を報告</u>する とともに、**調整措置を踏まえた課金の扱い**に関して御議論いただく。

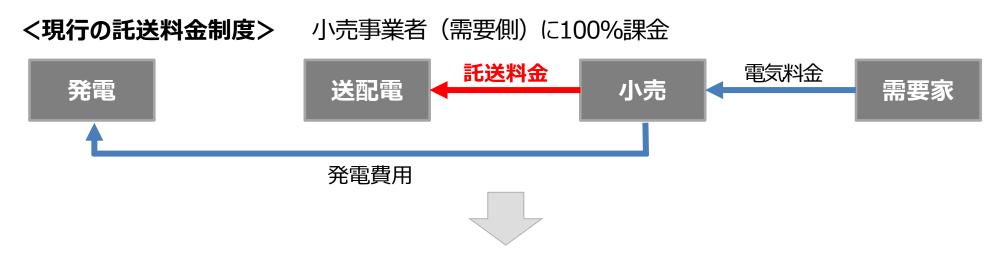
1. 発電側課金の概要

2. 調整措置等に関する報告

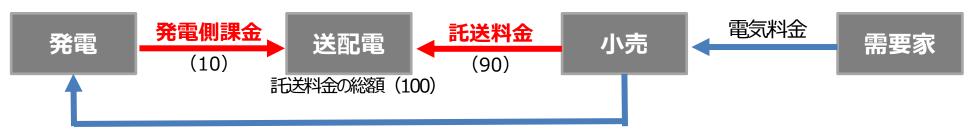
3. 調整措置を踏まえた課金の扱い

発電側課金について

 発電側課金は、<u>系統を効率的に利用</u>するとともに、<u>再工ネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ</u> 確実に行うため、現在、小売事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者に一部の負担を求め、より公平な費用負担とするもの。

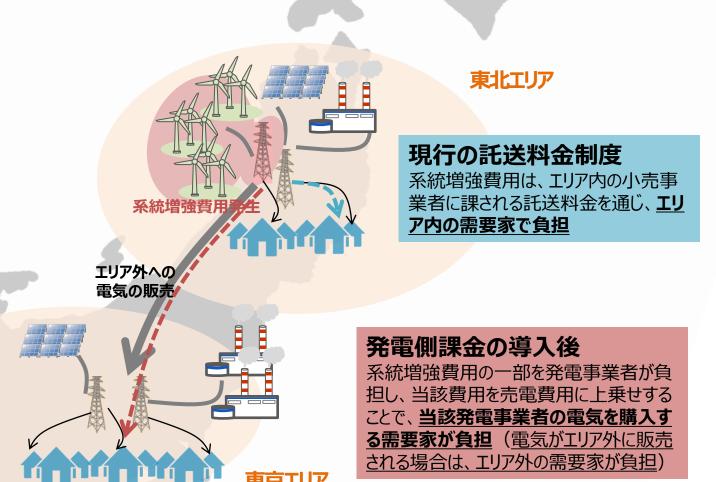


<発電側課金の導入後> 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める(託送料金の総額は不変)



発電側課金の導入イメージ

現行の託送料金制度では、再工ネ電源の導入などに伴う系統増強費用は、当該エリア内で負担することになる。一方、発電側課金の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアの電気を利用する他エリアの需要家も系統増強費用を負担することとなる。



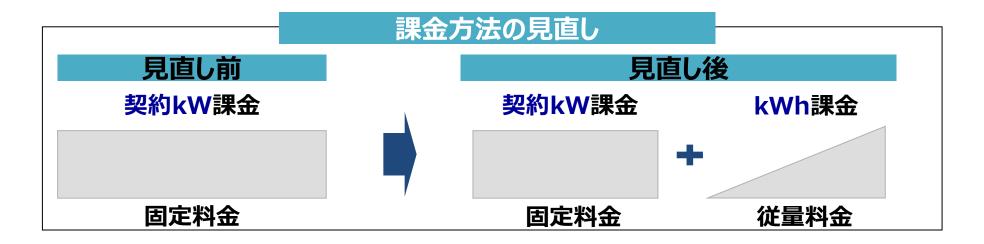
(参考) 検討経緯

(参考)快討栓桿	
2016年7月 ~2018年6月	電取委の審議会(制度設計専門会合及び「送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討WG」)において発電側基本料金の導入について議論を開始
2018年6月	検討の結果、電取委が、発電設備設置者に「送配電設備の受益に応じた負担」 を求めること等を内容とする「中間とりまとめ」を公表し、同月27日、経済産業大臣 に建議
2018年7月	第5次エネルギー基本計画を閣議決定(発電側基本料金の導入を記載)
2019年9月 ~2020年3月	詳細設計について電取委の審議会で検討
2020年7月	梶山経済産業大臣(当時)より、発電側課金について、基幹送電線ルールの見 直しと整合的な仕組みとなるよう見直し指示
2020年12月 ~2021年10月	発電側課金の見直しについて電取委の審議会で検討
2021年10月	第6次エネルギー基本計画を閣議決定
2021年12月	電取委における発電側課金の見直し等も踏まえ、エネ庁の審議会において発電 側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方について、2022年中に結論を 得ることとした
2022年12月	資源エネルギー庁の審議会において発電側課金の導入に向けた調整措置等について検討 (今後、パブリックコメントを実施予定)

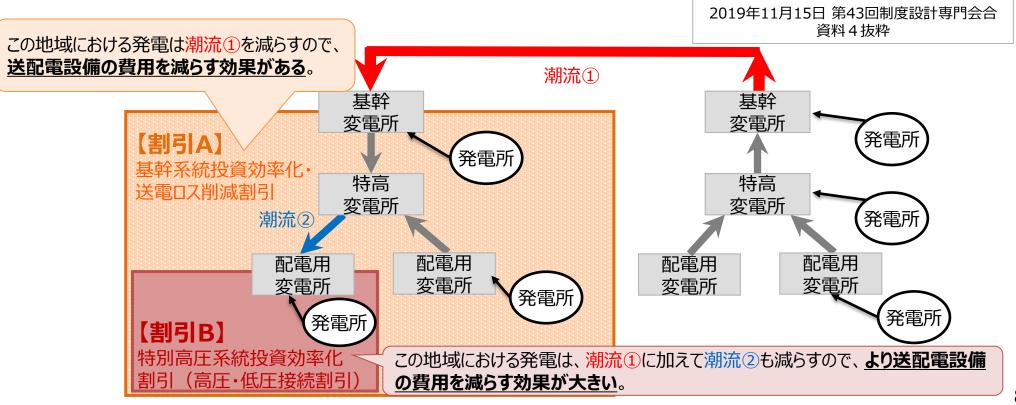
6

発電側課金の課金方法

- 当初は、「発電所の契約kWに合わせて系統は増強される」との考えから、発電事業者の契約 kWに応じて課金する方式を検討。
 - ※系統側への逆潮が10kW未満の小規模な場合(例:住宅用太陽光)は課金対象外。
- 2020年7月の梶山経済産業大臣(当時)が見直しを指示。この結果、①契約kWに加えて 設備の利用状況(kWh)に応じて課金、②割引制度を拡充、を軸に検討が進められることに なった。
- 基幹送電線利用ルールの抜本見直しにより、基幹系統の設備形成は、契約kWに加え、設備の利用状況(kWh)も考慮した費用対便益評価に基づいて行われることを踏まえ、kW課金とkWh課金の比率は1:1で始めることとされた。



- 発電側課金における割引制度は、電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させるもの。潮流改善に資する電源投資が進み、それが適切に維持されることで、より効率的な送配電投資につなげるとともに、より公平な費用負担とすることが目的。
- 基幹系統に与える影響に着目した割引A (基幹系統投資効率化・送電口ス削減割引)、配電系統に接続する電源を対象とし、特別高圧系統に与える影響に着目した割引B (特別高圧系統投資効率化割引)が設定されている。また、割引対象地域の見直しは5年ごとに行うことを基本としている。



1. 発電側課金の概要

2. 調整措置等に関する報告

3. 調整措置を踏まえた課金の扱い

調整措置の扱い

- 2021年12月に資源エネルギー庁にて開催された「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」において、「発電側課金を含めた送配電関連の費用回収の在り方については、2024年度を念頭に、できる限りの早い実現に向けて、関係審議会等において検討を行い、2022年中に結論を得ること」とされていた。
- 2022年12月、同審議会において、発電側課金と再工ネ導入の両立を進めるためのFIT/FIP電源の取扱いが議論された。併せて、揚水発電・蓄電池については、その特性を踏まえて、発電側課金の在り方が議論された。
- 発電側課金の円滑な導入に向けて、
 - ➤ 既認定FIT/FIP (※) については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とする。 また、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮し、非FIT/卒FITについては、事業者の創意工夫(相対契約等)の促進及び円滑な転嫁の徹底を行う。

(※) 発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。

▶ 揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から、揚水発電・蓄電池のkWh課金については免除する。

とする方向性が整理された。

(参考) 資源エネルギー庁の審議会における議論(既認定FIT/FIP)

第47回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (2022年12月) 資料1(一部強調)

対応の方向性3-1:発電側課金と再エネ導入の両立

- 前回の本委員会において、発電側課金の導入にあたって再工ネ導入を妨げないため、 FIT電源等の取扱いについて選択肢をお示ししたところ。この中で既認定FIT/FIPについては適用除外も含めた案を新たに提示し御議論いただいた。
- 本案については、<u>事業者等の予見可能性の観点から支持する意見もあった</u>一方、<u>発</u> 電側課金の議論の経緯や制度趣旨に立ち返った検討が必要との意見もあったところ。
- 事業者等の予見性の確保のため、既設FIT/FIPを対象とした上で調整を行う場合には、本制度の政策目的の一つである立地誘導効果は限定的である一方で、再工ネ賦課金の上昇により国民負担が増加する懸念がある。また、こうした調整措置の導入にかかる事業者負担にも配慮が必要。
- 他方で、再エネの大量導入により供給エリアを越えた再エネ電気の取引増加も見込まれる中、受益者負担を促す発電側課金については、その制度趣旨を踏まえつつ、将来像を見据えて早期に導入することも求められている。
- このため、
 既認定FIT/FIP (※)については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象にすることとしてはどうか。
 (※)発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。
- また、新規FIT/FIPについては、調達価格等の算定において考慮する、非FIT/卒 FITについては、事業者の創意工夫(相対契約等)の促進及び円滑な転嫁の徹底 を行うなど、発電側課金の円滑な導入に向けた取組・検討を進めていく。

(参考) 資源エネルギー庁の審議会における議論(揚水発電・蓄電池)

第47回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (2022年12月) 資料 1

対応の方向性3-2:揚水発電・蓄電池に対する発電側課金について

- 揚水発電・蓄電池の電力は、再エネなど別の電源で発電した電力量を活用・蓄電し、 必要時に発電・放電することで、需要家に届いている。
- 現在の発電側課金の仕組みでは、揚水発電・蓄電池を経由して電力を需要家に届ける際、
 - ①再エネなど別の電源での発電
 - ②揚水発電・蓄電池による発電

に対して発電側課金を課すこととなり、**再エネなど別の電源と揚水発電・蓄電池の合計** での発電側課金による費用負担が他の電源と比べて大きくなる可能性</u>がある。

- こうした点や、発電側課金がkW課金とkWh課金の比率を1:1としていることを踏まえ、揚水発電・蓄電池への発電側課金は以下のとおりとしてはどうか。
 - ▶ kW課金については、系統利用者である揚水発電・蓄電池に対しても課金。
 - ➤ <u>kWh課金については、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から免除</u>。

(参考) 資源エネルギー庁の審議会における議論(揚水発電・蓄電池)

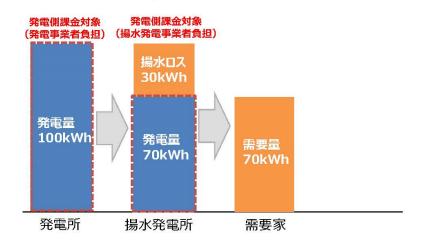
第47回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (2022年12月) 資料1

(参考) 揚水発電・蓄電池における発電側課金の構造等

○電力量(kWh)で見た際の発電側課金の構造

<託送料金の構造>

<発電側課金の構造>



- ○前回の御議論でのコメント(2022年11月15日)
 - 発電側課金について揚水発電や蓄電池などについて対応の必要性を含めて検討することは非常に重要であり、在り方の検討が必要。
- ○改正省エネ法等の衆議院法案審議における付帯決議(第208回通常国会)より抜粋
 - 四 揚水発電は、電力需要変動に対する調整機能や再生可能エネルギーの出力制御の抑制等に有用であることに加え、災害等により他の発電方式が十分活用できない場合の電力供給源として極めて重要な役割を果たしていることを踏まえ、揚水発電の最大限の活用及び維持開発が図られるよう、必要な制度措置の検討を早急に進めること。

発電側課金の導入に関して①

- 2022年12月の「電力・ガス基本政策小委員会」において、「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ(案)」が議論された。
- 発電側課金についても盛り込まれ、「関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする」とされた。今後、パブリックコメントを実施予定。

3) 発電側課金の円滑な導入

第57回電力・ガス基本政策小委員会(2022年12月)資料4-2(抜粋)

再エネの導入拡大に伴い、導入が進む地域ほど系統の整備や調整力の確保に要する費用負担が重くなるなど、地域的な負担の偏りが顕在化しつつある。こうした中で、再エネ導入拡大の便益は特定の事業者やエリアに限られず、全国に及ぶことを踏まえた費用回収の在り方について、議論を行っている。

発電側課金は、その負担が適切に需要家に転嫁される場合、課金相当額を受電地域の需要家が負担することにより、再エネの大量導入に伴う費用を地域間で公平に負担する効果が期待される。また、再エネの導入が特定地域に集中しがちな現状を鑑みれば、発電側課金の有する立地誘導効果も見込まれる。加えて、発電側課金の導入は、既設再エネの有効活用(リパワリング等による稼働率向上)を促す効果もある。

一方で、発電側に新たな負担を求める発電側課金の円滑な導入に向けては、再工ネの最大限の導入を妨げないよう、FIT電源等の取扱いを慎重に検討する必要がある。事業者等の予見性の確保のため、既認定FIT/FIPを対象とした上で調整を行う場合には、本制度の政策目的の一つである立地誘導効果は限定的である一方で、再工ネ賦課金の上昇により国民負担が増加する懸念がある。また、こうした調整措置の導入にかかる事業者負担にも配慮が必要である。他方で、再工ネの大量導入により供給エリアを越えた再工ネ電気の取引増加も見込まれる中、需要家とともに系統利用者である発電事業者にも負担を促す発電側課金については、その制度趣旨を踏まえつつ、将来像を見据えて早期に導入することも求められている。

(後半は次頁。) 14

発電側課金の導入に関して②

第57回電力・ガス基本政策小委員会(2022年12月)資料4-2(抜粋・一部強調)

(前頁からの続き。)

このため、既認定 F I T/F I P (※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。) については、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とし、新規 F I T/F I P については、調達価格等の算定において考慮する。非 F I T/F I P については、事業者の創意工夫(相対契約等)の促進及び円滑な転嫁の徹底を行うこととして、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、発電側課金の円滑な導入に向けた取組・検討を進めていくこととされた。

また、今後、調整力として重要性を増す揚水発電や蓄電池等については、揚水発電・蓄電池の電力は、再工ネなど別の電源で発電した電力量を活用・蓄電し、必要時に発電・放電することで需要家に届いているが、①再工ネなど別の電源での発電した際、②揚水発電・蓄電池による発電した際に、①と②に発電側課金を課すこととなり、再工ネなど別の電源と揚水発電・蓄電池の合計での発電側課金による費用負担が他の電源と比べて大きくなる可能性がある。

こうした中で、発電側課金は、kW 課金とkWh 課金の比率を1:1としていることを踏まえると、揚水発電・蓄電池への発電側課金に関し、kW 課金については、系統利用者である揚水発電・蓄電池に対しても課金することとする一方、kWh 課金については、揚水発電・蓄電池を経由した際の発電側課金の負担に鑑み、他の電源との公平性の観点から免除することとする。

こうした議論を踏まえ、関係審議会において検討を進め、2024 年度に導入することとする。

- 1. 発電側課金の概要
- 2. 調整措置等に関する報告
- 3. 調整措置を踏まえた課金の扱い

調整措置を踏まえた課金の扱い

- <u>調達期間等内の既認定FIT/FIPに対して課金しないことを踏まえ、当該部分を発電側課金</u> **においてどのように扱うか、検討が必要**。対応案としては以下の2案が想定される。
 - > 案① 需要側の託送料金で負担
 - 調達期間等内の既認定FIT/FIPへの課金想定金額を、需要側の託送料金で調整。
 - > 案② 発電側で負担
 - 調達期間等内の既認定FIT/FIPへの課金想定金額を、他の電源で調整。
- 既認定FIT/FIPは、既に設定された調達価格等を変更しないことから、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とするものであり、円滑な導入を実現する上での調整措置を図る観点より、特別な措置を講じられたもの。こうした背景を踏まえれば、現在のスキームである需要側の託送料金で負担することが適当ではないか。
- 一方、発電側で負担する場合(案②)、他の電源への負担増が懸念され、電源間での競争 に多大な影響を与える恐れがある。
- 以上により、調達期間等内の既認定FIT/FIPに対して課金しないことを踏まえた、当該部分の発電側課金における扱いとしては、案①で進めてはどうか。
- なお、揚水発電・蓄電池のkWh課金を免除することを踏まえた課金の扱いに関しては、今後検討するものとする。

(参考) 既認定FIT/FIPの発電側課金での負担額

● 既認定FIT/FIPの発電側課金での負担額に関しては、以下のとおり、認定量ベースでは約1,170億円(導入量ベースでは約620億円)と試算されている。

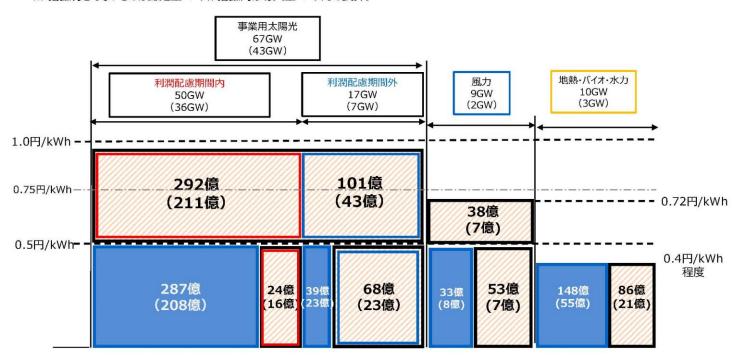
第32回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (2021年5月) 資料2 (抜粋・一部強調)

(参考) 既認定案件での発電側課金による負担額

: 小売転嫁外での負担分 約660億円 (認定量ベース) 約330億円 (導入量ベース)

| : 小売転嫁分 | 約510億円 (認定量ベース) | 約290億円 (導入量ベース)

※ 括弧付きでないものは認定量ベース、括弧内は導入量ベースでの試算。



[※] 認定量・導入量ともに2020年度末時点の数値。電源種別の課金水準は、資料 1 「発電側課金の見直しについて」(電力・ガス取引監視等委員会)中のP17において掲載の数値を用いている。

[※] 一般社団法人低炭素投資促進機構 (GIO) での直近の交付実績において買取先が不明のものについては、認定年度に応じて小売買取/送配電買取を仕訳けて試算。

[※] 現在、小売買取のものについては、小売買取が継続すると仮定。

(参考)発電側課金の課金単価設定

● これまでの制度設計専門会合において、発電側課金の対象原価の算出方法や、発電側課金の 前提となる課金単価(kW・kWh)の設定方法を整理している。

